

## 2013年漁業センサス結果の概要（概数値）

（平成25年11月1日現在）

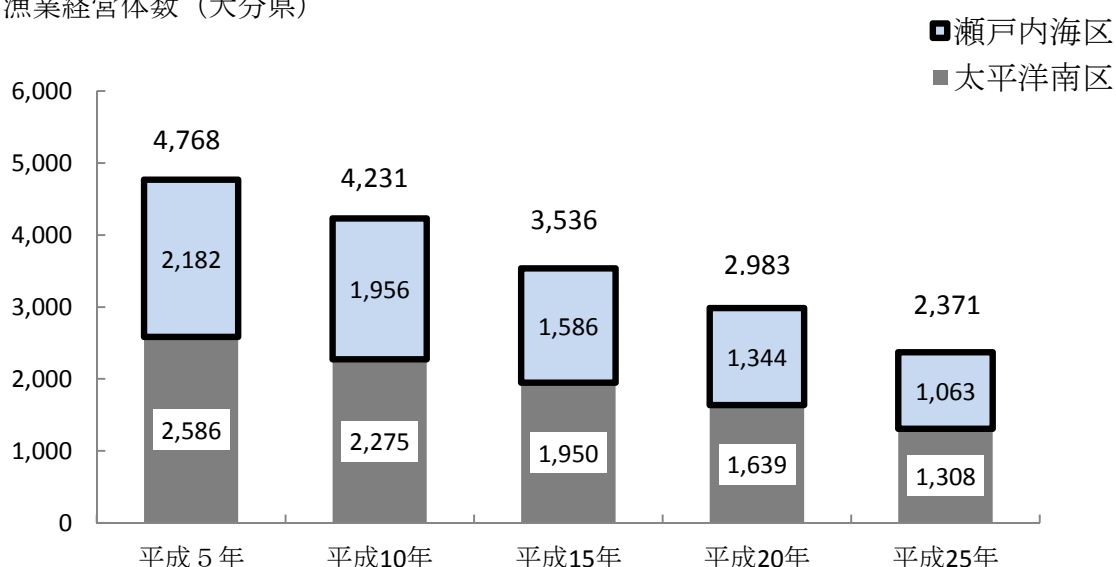
### 1 海面漁業経営体調査

#### (1) 漁業経営体数

平成25年11月1日現在における大分県の海面漁業の漁業経営体数は、2,371経営体で平成20年調査（以下「前回」という。）に比べ612経営体（20.5%）減少している。20年前（平成5年）の半分となっている。

全国は、94,522経営体で前回に比べ20,674経営体（17.9%）減少している。

漁業経営体数（大分県）



太平洋南区とは、本県の沿岸市町村のうち大分市佐賀関、臼杵市、津久見市及び佐伯市をいう。それ以外の沿岸市町村は瀬戸内海区に区分される。

#### <平成25年と平成20年の比較>

（単位：経営体、%）

区分	経営体数		前回比	
	平成25年	平成20年	増減数	増減率（%）
大分県	2,371	2,983	▲ 612	▲ 20.5
全国	94,522	115,196	▲ 20,674	▲ 17.9

#### <平成25年と平成5年の比較> ～20年前～

（単位：経営体、%）

区分	経営体数		20年前との比較	
	平成25年	平成5年	増減数	増減率（%）
大分県	2,371	4,768	▲ 2,397	▲ 50.3
全国	94,522	171,524	▲ 77,002	▲ 44.9

## (2) 漁業就業者数

漁業就業者数は、4,110人で前回に比べ1,107人（21.2%）減少している。

全国は、18万1,253人で前回に比べ4万655人（18.3%）減少している。

（単位：人、%）

区 分	漁業就業者数		前回比	
	平成25年	平成20年	増減数	増減率（%）
大 分 県	4,110	5,217	▲ 1,107	▲ 21.2
全 国	181,253	221,908	▲ 40,655	▲ 18.3

## (3) 漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は、3,544隻で前回に比べ741隻（17.3%）減少している。

全国は、15万3,034隻で前回に比べ3万2,431隻（17.5%）減少している。

（単位：隻、%）

区 分	漁船隻数		前回比	
	平成25年	平成20年	増減数	増減率（%）
大 分 県	3,544	4,285	▲ 741	▲ 17.3
全 国	153,034	185,465	▲ 32,431	▲ 17.5

漁業センサスは、昭和24年以来、農林水産省が5年ごとに実施している漁業関係者を対象とする調査で、平成25年調査では大分県内の海面漁業調査の「海面漁業経営体調査」を県統計調査課が、海面漁業調査の「漁業管理組織調査」及び「海面漁業地域調査」並びに「内水面漁業調査」及び「流通加工調査」を九州農政局大分地域センターが担当した。

## 【調査結果】

### 1 海面漁業経営体調査

#### (1) 漁業経営体数

ア 海面漁業の経営体数は、2,371経営体で前回に比べ612経営体（20.5%）減少している。

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体は2,260経営体（全漁業経営体数に占める割合95.3%）、団体経営体は111経営体（同4.7%）で、前回に比べそれぞれ592経営体（20.8%）、20経営体（15.3%）減少している。

表1 経営組織別漁業経営体数

(単位：経営体、%)

経営組織区分	平成25年		平成20年		前回は	
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
計	2,371	100.0	2,983	100.0	▲ 612	▲ 20.5
個人経営体	2,260	95.3	2,852	95.6	▲ 592	▲ 20.8
団体経営体	111	4.7	131	4.4	▲ 20	▲ 15.3
会社	106	4.5	122	4.1	▲ 16	▲ 13.1
漁業生産組合	2	0.1	3	0.1	▲ 1	▲ 33.3
共同経営	3	0.1	6	0.2	▲ 3	▲ 50.0

「漁業経営体」とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、生産物を販売することを目的として、海面において漁業を行った世帯（個人経営体）または事業所（団体経営体）をいう。ただし、過去1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯を除いている。

イ 漁獲物・収穫物の販売金額をみると、「100万円から500万円未満」が1,043経営体（全漁業経営体数に占める割合44.0%）で最も多く、次いで、「100万円未満」が818経営体（同34.5%）となっている。この2つの販売金額の経営体の構成比が78.5%（前回70.1%）となり、前回に比べ経営体の販売金額は減少している。

表2 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数

(単位：経営体、%)

区分	経営体数	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000～5,000	5,000～1億	1億円以上
平成25年	2,371	818	1,043	318	75	35	31	51
構成比(%)	100.0	34.5	44.0	13.4	3.2	1.5	1.3	2.2
平成20年	2,983	1,010	1,079	549	163	56	37	89
構成比(%)	100.0	33.9	36.2	18.4	5.5	1.9	1.2	3.0
増減率(%)	▲20.5	▲19.0	▲3.3	▲42.1	▲54.0	▲37.5	▲16.2	▲42.7

ウ 全体の49.9%が釣漁業（沿岸いか釣、ひき縄釣、その他の釣）、24.5%が刺網を営んでいる。海面養殖は9.3%となっている。

表3 営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）

区分		(単位：経営体、%)		
		経営体数	構成比 (%)	
計（実数）		2,371	100.0	
	底びき網	348	14.7	
	船びき網	155	6.5	
	まき網	26	1.1	
	刺網	581	24.5	
	定置網	104	4.4	
	その他の網漁業	12	0.5	
	はえ縄（近海まぐろ、その他）	149	6.3	
釣 漁 業	沿岸いか釣	130	5.5	
	ひき縄釣	38	1.6	
	その他の釣	1,014	42.8	
	潜水器漁業	155	6.5	
	採貝・採藻	443	18.7	
	その他の漁業	490	20.7	
海 面 養 殖	魚 類 養 殖	ぶり類養殖	43	1.8
		まだい養殖	16	0.7
		ひらめ養殖	33	1.4
		まぐろ類養殖	3	0.1
		その他の魚類養殖	28	1.2
		かき類養殖	35	1.5
		その他の貝類養殖	10	0.4
		くるまえび養殖	2	0.1
		わかめ類養殖	7	0.3
		のり類養殖	18	0.8
		その他海藻類養殖	2	0.1
		真珠・真珠母貝養殖	22	0.9

注：複数回答項目であるため、計と内訳は一致しない。

## (2) 個人経営体

### ア 専兼業別漁業経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は1,372経営体（全個人経営体に占める割合60.7%）、第1種兼業は535経営体（同23.7%）、第2種兼業は353経営体（同15.6%）で、前回に比べ兼業の割合が増加している。

表4 専兼業別漁業経営体数

(単位：経営体、%)

区分	平成25年		平成20年		前回比	
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
計	2,260	100.0	2,852	100.0	▲ 592	▲ 20.8
専業	1,372	60.7	1,756	61.6	▲ 384	▲ 21.9
第1種兼業	535	23.7	627	22.0	▲ 92	▲ 14.7
第2種兼業	353	15.6	469	16.4	▲ 116	▲ 24.7

「第1種兼業の個人経営体」とは、自営漁業とそれ以外の仕事を行った世帯のうち、自営漁業の年間収入がそれ以外の仕事の収入より大きい世帯をいう。

「第2種兼業の個人経営体」とは、自営漁業とそれ以外の仕事を行った世帯のうち、自営漁業の年間収入がそれ以外の仕事の収入より小さい世帯をいう。

### イ 年齢階層別基幹的漁業従事者数

個人経営体の基幹的漁業従事者を年齢階層別にみると、70歳以上の経営体が833経営体（全個人経営体数に占める割合36.9%）で最も多く、次いで、60～69歳の経営体が812経営体（同35.9%）となり、この2つの年齢階層の構成比が72.8%（前回65.8%）となり、高齢化が一層進んでいる。

表5 年齢階層別基幹的漁業従事者数

(単位：経営体、%)

区分	平成25年		平成20年		前回比	
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
計	2,260	100.0	2,852	100.0	▲ 592	▲ 20.8
海上作業従事世帯員がいる経営体	2,260	100.0	2,847	99.8	▲ 587	▲ 20.6
15～29歳	15	0.7	10	0.4	5	50.0
30～39歳	61	2.7	69	2.4	▲ 8	▲ 11.6
40～49歳	152	6.7	249	8.7	▲ 97	▲ 39.0
50～59歳	387	17.1	642	22.5	▲ 255	▲ 39.7
60～69歳	812	35.9	944	33.1	▲ 132	▲ 14.0
70歳以上	833	36.9	933	32.7	▲ 100	▲ 10.7
海上作業従事世帯員がいない経営体	0	0.0	5	0.2	▲ 5	—

「基幹的漁業従事者」とは、個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い人をいう。

ウ 個人経営体の後継者

個人経営体2,260経営体のうち、自営漁業の後継者がいる経営体は、231経営体（全体の10.2%）で前回に比べ77経営体（25.0%）減少している。

表6 個人経営体の後継者

（単位：経営体、%）

平成25年			平成20年			増減率	
経営体数	後継者がいる割合		経営体数	後継者がいる割合		経営体数	後継者あり
	後継者あり			後継者あり			
2,260	231	10.2%	2,852	308	10.8%	▲ 20.8%	▲ 25.0%

「後継者」とは「過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の人」で、世帯員に限らない。

(3) 漁業就業者

漁業就業者は、4,110人で前回に比べ1,107人（21.2%）減少している。

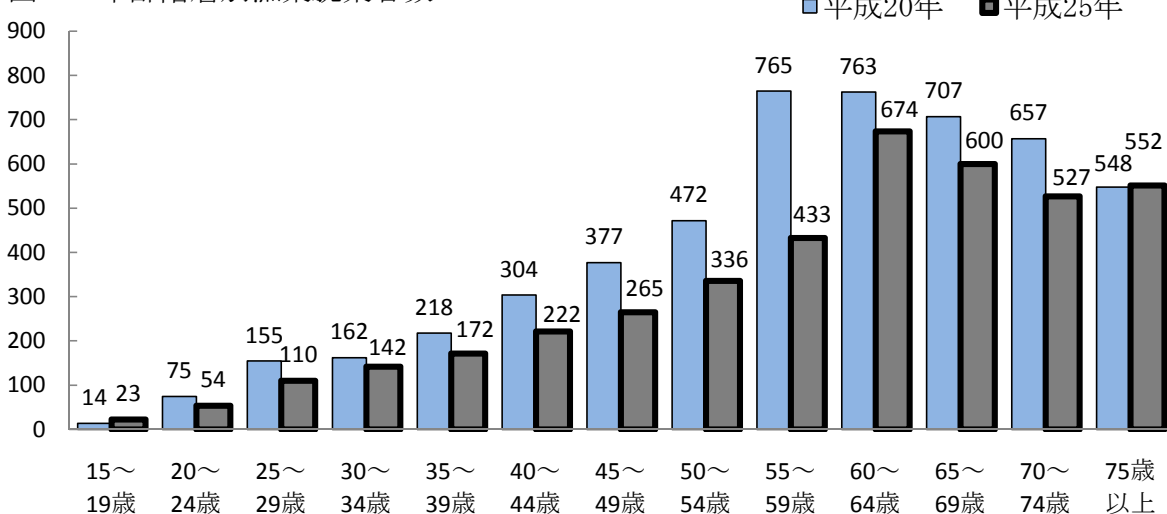
15～19歳及び75歳以上を除き、各年齢階層で減少し、特に55歳～59歳の就業者が大幅に減少している。

表7 年齢階層別漁業就業者数

（単位：人、%）

		合計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
平成25年	実数	4,110	23	54	110	142	172	222	265	336	433	674	600	527	552
	構成比	100.0	0.6	1.3	2.7	3.5	4.2	5.4	6.4	8.2	10.5	16.4	14.6	12.8	13.4
平成20年	実数	5,217	14	75	155	162	218	304	377	472	765	763	707	657	548
	構成比	100.0	0.3	1.4	3.0	3.1	4.2	5.8	7.2	9.0	14.7	14.6	13.6	12.6	10.5
比較	増減数	▲1,107	9	▲21	▲45	▲20	▲46	▲82	▲112	▲136	▲332	▲89	▲107	▲130	4
	増減率	▲21.2	64.3	▲28.0	▲29.0	▲12.3	▲21.1	▲27.0	▲29.7	▲28.8	▲43.4	▲11.7	▲15.1	▲19.8	0.7

図1 年齢階層別漁業就業者数



「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

表8 新規就業者数

(単位：人、%)

区分	大分県		全国	
	新規就業者数	構成比(%)	新規就業者数	構成比(%)
計	41	100.0	1,645	100.0
個人経営体の自営漁業のみ	11	26.8	617	37.5
漁業雇われ	30	73.2	1,028	62.5

「新規就業者」とは、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態で仕事を主としていなかった者が漁業が主となった者の「いずれかに該当する者をいう。  
 なお、「個人経営体の自営業のみ」については、前述のうち、海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

(4) 漁船

ア 漁業経営者が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は、3,544隻で前回に比べ741隻(17.3%)減少した。

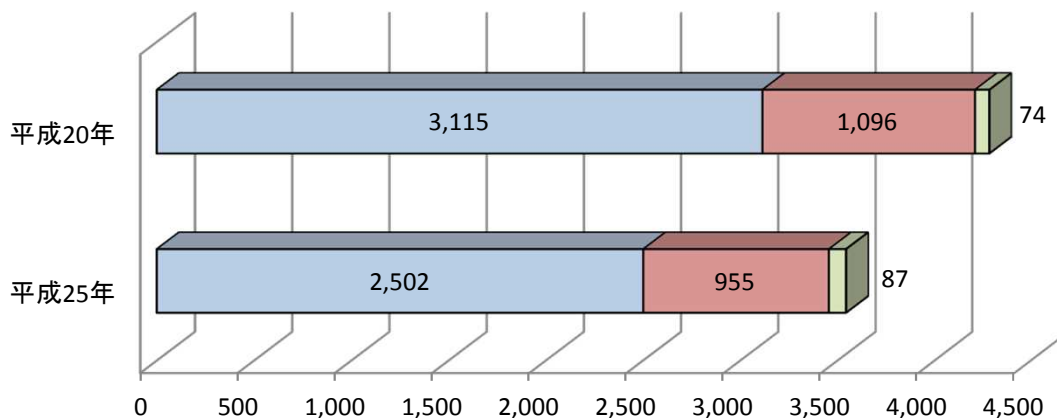
イ 漁船隻数を種類別にみると、動力漁船が2,502隻(全漁船に占める割合70.6%)、船外機付漁船が955隻(同26.9%)で前回に比べそれぞれ19.7%、12.9%減少し、無動力漁船が87隻(同2.5%)で17.6%増加した。

表9 種類別漁船隻数

(単位：隻、%)

区分	平成25年		平成20年		前回比	
	隻数	構成比(%)	隻数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
計	3,544	100.0	4,285	100.0	▲741	▲17.3
動力漁船	2,502	70.6	3,115	72.7	▲613	▲19.7
船外機付漁船	955	26.9	1,096	25.6	▲141	▲12.9
無動力漁船	87	2.5	74	1.7	13	17.6

図2 種類別漁船隻数 □動力漁船 ■船外機付漁船 □無動力漁船



## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

漁業センサスは、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物、流通・加工業等、漁業をとりまく実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として5年ごとに実施する調査です。

### 2 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員	自計報告（面接調査も可能）
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農政局地域センター等	
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工調査	魚市場調査	魚市場	調査員	自計報告又はオンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業		

### 3 調査の対象

#### (1) 海面漁業調査

##### ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及びこれらの市区町村（以下「沿岸市区町村」という。）の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体

##### イ 漁業管理組織調査

沿岸市区町村の区域内にある漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係る漁業管理組織

##### ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合）



(2) 内水面漁業経営体調査

ア 内水面漁業経営体

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

イ 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚船により水産物の直接水揚げがあった市場及び魚船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

(ア) 冷凍・冷蔵工場

陸上において主機10馬力（7.5kw）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、または低温で貯蔵した事業所

(イ) 水産加工場

販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家産物であっても加工製造するための作業所または工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所

4 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査  
魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査  
事業内容、従業者数等

5 調査期日

平成25年11月1日現在（流通加工調査のみ平成26年1月1日現在）

6 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

7 数値及び記号の表示

(1) 数値

統計表の数値は概数値。

確定値は農林水産省が追って刊行する報告書に掲載。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおり。

「－」は事実のないもの

「▲」は負数又は減少したもの

8 その他

この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

分類別分類は「水産業」に分類している。

問い合わせ先

◎本統計調査結果について

電 話 : 097-506-2449

担 当 : 大分県企画振興部統計調査課  
産業統計班 梅村

## 7 用語等の解説

### (1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）（以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産物増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業に従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事をしたか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営業のみに従事した者については、前述のうち、海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
- c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽）でのすべての作業
- b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除
- c 池及び水槽の見回り
- d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼業分類

専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計の表章単位で、全国の海域を9区分している。 大分県は大分市佐賀関、臼杵市、津久見市及び佐伯市が太平洋南区に、大分市大分・神崎、別府市、中津市、宇佐市、豊後高田市、杵築市、国東市、姫島村及び日出町が瀬戸内海区に区分されている。